

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

**問題1** Xは、2010年に、A県に存するB川の付近で、川の景観を楽しみながら地ビールを飲めるリバーフロント・カフェを開業するため、同カフェ店舗（以下「本件建物」という。）を建築しようと考えた。B川については、当該河川管理者であるA県知事により、1985年に、河川法第6条第1項第3号に基づく河川区域の指定（以下「本件指定」という。）がなされ、公示されていた。本件指定は、河川法施行令第5条第2項に基づき縮尺2500分の1の地図に河川区域の境界を表示した図面によって行われていた。そこで、Xは、本件建物の建築に先立って、A県の建築指導課の窓口職員Cに対し、「本件建物は本件指定に係る図面によれば河川区域外にあると理解しているが間違いなか。」と尋ねた。Cは、A県の河川課の担当窓口職員Dに照会したところ、Dから「本件図面が作成された1985年当時と現在では土地の形状が大きく変化しているため、測量をしないと正確なことはいえないから、非公式ではあるが、河川区域外ではないかと思う。」との回答を受けたので、その旨をXに伝えた。そこで、Xは、本件建物の建築につき河川法に基づく許可を受けることなく、A県建築主事に対して建築確認申請をし、建築確認を受け、また建築完了後には、完了検査申請をし、検査済証の交付を受けたうえで、開業した。

2017年7月、集中豪雨によるB川の急激な増水による溢水（いっすい）事故が発生したことから、A県知事は、本件建物の設置場所について測量調査をしたところ、本件建物は河川区域内にあると判断するに至った。そこで、A県知事は、Xに対し、行政手続法に準拠するA県行政手続条例の手続をとったうえで、本件建物の除却命令（以下「本件命令」という。）を発した。Xとしては、本件命令に不服であるので、争いたいと考えている。次のような訴訟を考えているがどうなるか、河川法等の関係法令、行政事件訴訟法の関係規定の解釈、従来判例に即して答えなさい。

- （設問1） 本件命令は、A県職員のCから聞いたことと異なるから、信義則に違反するとして、取消訴訟を提起した場合どうなるか。
- （設問2） 本件建物が河川区域内にないことの確認を求めて実質的当事者訴訟を提起した場合どうなるか。

## (資料) 河川法 (抜粋)

### (河川区域)

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（中略）の区域

二 （略）

三 堤外の土地（中略）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2・3 （略）

4 河川管理者は、第1条第3号の区域（中略）を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(以下略)

### (河川の台帳)

第12条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調整し、これを保管しなければならない。

2 （略）

3 河川の台帳の記載事項その他その調整及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 （略）

### (工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。（以下略）

### (河川管理者の監督処分)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、（中略）工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（中略）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律（中略）の規定（中略）に違反した者（以下略）

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第26条第1項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

(以下略)

**問題2** 次の場合、YZは「法律上利益を有する者」(行政事件訴訟法第9条第1項)に該当するか、従来判例に即して答えなさい。

(設問1) 都市計画法に基づく開発許可処分に対して、開発行為によりがけ崩れ、地すべり等により被害を直接的に受けるおそれがあるYが、当該開発許可処分の取消訴訟を提起した場合。

(設問2) 文化財保護法により指定された文化財以外の県内の重要な文化財について、保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的として定められた県の文化財保護条例に基づく史跡指定解除処分に対して、県外に居住する日本考古学会会長のZが、当該史跡指定解除処分の取消訴訟を提起した場合。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1(設問1)、(設問2)、問題2(設問1)、(設問2)と見出しをつけて記入しなさい。